

## 「第3次三重県手話施策推進計画」（最終案）について

### 1 計画の位置づけ

「三重県手話施策推進計画」は、「三重県手話言語条例」（以下「条例」という。）に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県障害者計画（「みえ障がい者共生社会づくりプラン」）の一部として平成29年3月に策定したものであり、現行の「第2次三重県手話施策推進計画」（以下「現計画」という。）の計画期間は、令和3年度から令和5年度までとなっています。

令和5年度は現計画の最終年度となることから、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とする「第3次三重県手話施策推進計画」（以下「次期計画」という。）を策定します。

### 2 次期計画策定のポイント

手話とは、「独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたもの」であり、「ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図る手段として必要な言語」であるという基本的認識のもと、ろう者と聞こえる人が相互に人格と個性を尊重し、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現をめざします。

また、現計画の取組の検証や手話を取り巻く環境の変化をふまえ、以下の項目について取り組みます。

- ① ICT等を活用した意思疎通支援の周知と利用の促進
- ② 手話通訳者の養成・確保
- ③ 手話の普及・啓発
- ④ ろう児等の手話の学習等
- ⑤ 手話の使用に関する事業者への支援

### 3 次期計画の最終案の抜粋

#### 第2章 施策の展開

##### 1 基本的施策と具体的な取組

#### 施策5：事業者への支援【条例第12条】

(1) 事業者のろう者へのサービス提供時やろう者雇用時における手話の使用に関する合理的配慮への支援

令和6年4月から、事業者による、ろう者を含む障がい者へのサービス提供時における合理的配慮が義務化されることから、事業者がろう者に対しサービスを提供する際やろう者の雇用時において、手話の使用に関して合理的な配慮を行えるよう、必要な支援に努めます。

<主な取組>

- ① サービス提供時における手話の使用を含めた合理的配慮の周知

ろう者を含む障がい者へのサービス提供時における合理的配慮について、事

業者（主に接客を行う店舗、飲食店、観光業等）を対象に、専門員が積極的にアウトリーチを行うことで、啓発を図ります。併せて三重県手話言語条例や合理的配慮のひとつとしての手話の使用について周知を行います。

②雇用の分野における手話の使用を含めた合理的配慮の周知

労働局やハローワークと連携し、様々な機会を通じ、雇用の分野における合理的配慮の提供義務等について周知を図るとともに、併せて三重県手話言語条例や合理的配慮のひとつとしての手話の使用について周知を図ります。また、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による助成金等、障がい者雇用に係る事業者への支援施策について周知を図ります。